

山田中学校・東兎中学校 再編準備委員会

第2回通学安全部会 会議録（要点筆記）

- 日 時 令和7年9月19日（金）19：00～19：30
- 場 所 東兎公民館大会議室
- 出席者 ○部会委員
蔵本諒子部会長 片山聡美副部会長 片山順菜委員 藤原明美委員
三宅仁美委員 新仁司委員 星島孝一郎委員
（欠席：諏訪広美委員）
○事務局
学校再編推進課主査 小崎隆 同課主査 藤田直也
- 傍聴者 市議会議員 1人

1 開会

2 議事（要綱第8条に基づき、蔵本部会長が議事進行を行う。）

（1）バス通学について

部会長： 事務局から資料に沿って説明をお願いします。

事務局： 【資料】により説明

▶バス通学の範囲について

前回もお伝えしたが、バス通学の基本的な考え方として、中学校の公共交通機関または通学バス等を利用する範囲は「通学距離がおおむね6km以上の区域」または「地域の実情や地理的条件、道路事情を踏まえた上でバス通学の範囲を検討する」こととなっている。それを踏まえ、第1回通学安全部会でバス通学の範囲について、ご意見をいただいた。

いただいたご意見を反映したバス通学の範囲は資料のようになる。おおむね6km以上の区域が、大藪と後閑の全域、沼の205から1024番地となる。

続いて、この範囲をバス通学させる場合の方法だが、バス運行の前提条件は、運行ダイヤとして、登校時は朝8時～8時20分頃に学校最寄りのバス停に到着できるものが1便、下校時は授業終了後16時頃と部活動終了後17時頃に1便ずつの計2便となる。この運行ダイヤを満たす公共交通機関がある場合は公共交通機関を活用、公共交通機関がない場合はスクールバスの運行を行うものとする。

前提条件を踏まえ、バス通学の範囲を確認したところ、バスの運行は資料のようになる。

公共交通機関の範囲だが、こちらの地区は登下校の時刻に合うシーバスがあり、そちらを活用できると考えている。

なお、下校時に学校から800mほど離れた上山坂のバス停を利用すること

が不安であるという意見があったが、東兎中学校校門から 350m の距離のバス停「コスモス入口」から発車する便の調整ができそうであるため、シーバスの活用としている。

なお、路線バスなので道路幅員や運行許可の関係でルートは変更できず、また、既存のバス停で乗降することとなる。

なお、登下校に係るバスの定期代について、市で全額補助を行う。

また、こちらはシーバスになるため、一般の方の乗車状況によっては着席できない可能性があることをご承知いただきたい。

部会長： バス通学の範囲だが、第 1 回で話し合った内容と相違ないと思うが、資料のようなバス通学の範囲となるとのことではいか。

(一同異議なし)

部会長： 次にバス通学の範囲について、シーバスを活用するとのことだが意見はあるか。

委員： 定期代を市が全額補助とのことだが、数年だけとかではなく、ずっとか。

事務局： 何か見直すことがない限り、市で全額補助する。

委員： 大雨などで急遽下校するときはどうなるか。

事務局： そのタイミングでシーバスがあればそちらで下校する。なければ、シータクの手配などを行う。

(2) 通学における危険箇所の確認について

部会長： 事務局から資料に沿って説明をお願いします。

【資料】により説明

事務局： ▶通学路における危険箇所の確認について

前回も示した、通学路における危険箇所の確認における基本的な考えを踏まえ、第 1 回部会でいただいた意見と保護者向けに実施した Google フォームからいただいた意見をまとめると全部で 6 項目となった。現地を直接確認したうえでの詳細を説明する。

まず、中間峠の山頂付近と中間峠の胸上側の麓付近については、山頂付近は歩道が狭く、雨の日に山側から水があふれてくるとのことであった。

現地を確認すると排水設備にさびによる穴やパイプが繋がっていないものなどが確認できた。歩道は山頂付近で掘削できなかったと思われる岩があり、その付近が狭くなっていた。

また、麓付近はカーブが急であり、自転車が滑るというもので、確かに急なカーブがあることが確認できた。

こちらは岡山県が所管であるため、県への要望を考えている。

次に、梶岡交差点付近だが、歩道の幅員が狭いというものであった。

現地を確認したところ、十分な幅員があると確認できたため、要望を行うことは考えていない。

次に、県道 74 号線の山田と東野崎だが、旧道と新道になるが、どちらもス

ピード違反の車が多いとのことであった。

現地を確認したところ、山田側は制限速度が時速 30km となっており、東野崎側は時速 60km となっていた。

こちらは警察に取り締まりの強化をお願いすることを考えている。

最後に、後閑港付近だが、こちらは道路が狭いということであった。

確認したところ、確かに道路は狭かったが、横断歩道を渡り、海側への歩道の整備が確認できた。

また、バスの通学範囲でもあるため、要望を行うことは考えていない。

なお、前回に話に上がった信号機の設置基準を調べたが、今回の 6 箇所はどこも設置基準を満たしていないことが分かった。

部会長： 通学路における危険箇所の確認について、意見はあるか。

委員： 県道 74 号線の新道側が暗いため、街灯をつけることはできないか。

事務局： 道路管理者は県になるため、県に要望を行う。

委員： 中間峠を鉾立から胸上側に越える高校生と登下校の時間が重なって、道路を自転車が走ることはないか。

委員： 重ならないと思うし、人数も多くない。

事務局： 中間峠の歩道は自転車も走行できる。また、道路を自転車が走っているところも見かけない。

委員： 中間峠の歩道にどんぐりが大量に落ちていたり、草木が伸びていたりすることがあるが伐採等はないか。

事務局： 市や県の土地であれば市や県で伐採ができる。ただ、民間の土地だと難しい。現状も歩道にかかるように伸びた草木は県で伐採等を行っているはずであるが、県に要望を行う。

部会長： それでは本日の協議内容を反映し、修正されたものを次回部会で事務局から示してもらうこととする。

3 閉会